

京都市産業廃棄物 3 R 推進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 第 3 次京都市産業廃棄物処理指導計画に基づき、実効性ある産業廃棄物処理施策を推進することにより、産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用（以下「3 R」という。）の促進並びに適正処理の確保を図り、もって循環型社会の構築に資するため、京都市産業廃棄物 3 R 推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる行為を行う。

- (1) 本市の産業廃棄物処理施策の実施状況に関する報告を受け、点検し、及び意見を述べること。
- (2) 産業廃棄物の 3 R 及び適正処理を促進する観点から本市が国に対して行う政策提案について意見を述べること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条の趣旨に照らして協議会が必要と認める事項を行うこと。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 協議会には、オブザーバーを置くことができる。

3 委員及びオブザーバーは、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業廃棄物排出事業者
- (3) 産業廃棄物処理業者
- (4) 市民
- (5) 行政機関の職員

4 委員及びオブザーバーの任期は、委嘱された年度の翌年度の末日までとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 協議会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 協議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、協議会の議長となる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、環境政策局事業系廃棄物対策室が行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が

定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月2日から施行する。

(経過措置)

2 第6条の規定にかかわらず、最初の協議会は、市長が招集する。

(関係要綱の廃止)

3 京都市産業廃棄物連絡協議会設置要綱は、廃止する。